

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
令和4年7月1日

2. 回答を行った年月日
令和4年7月19日

3. 新事業活動に係る事業の概要

本照会に係る事業は、一般的なバス水栓に通常のシャワーヘッドの代わりに泡シャワーユニットをセットしたものを販売するものである。

泡シャワーユニットが「泡」モードになっている時に水が流れると、アスピレーター的作用により泡ユニットの上部にあるソープタンクの水石鹸が水に混ざる。

また、流量センサーが水の流れを感知するとコンプレッサーにより発泡器へエアを送る。発泡器内で石鹸を含んだ水とエアが混ぜ合わされることにより、泡が発生する。

なお、水栓と泡シャワーユニットの接続方法としては通常のシャワーヘッドと同様に工具なしで接続可能なナット締めである。

逆流防止手段としては、泡シャワーユニット内に逆止弁を内蔵し、さらに、バス水栓の取付脚内に逆止弁を内蔵する。

4. 確認の求めの内容

本照会のバス水栓と泡シャワーユニットを接続する行為は、「水道法施行令第六条第一項第六号」に規定される「当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと」に抵触しないこと。

本照会の逆流防止手段は、「水道法施行令第六条第一項第七号」に規定される「水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること」に抵触しないこと。

5. 確認の求めに対する回答の内容

本照会のバス水栓と泡シャワーユニットを接続する行為は、「水道法施行令第六条第一項第六号」に規定される「当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと」に抵触しない。これは、バス水栓までは給水装置であり、容易に取り外せるホースによりバス水栓と泡シャワーユニットが接続されるためである。

本照会の逆流防止手段は、「水道法施行令第六条第一項第七号」に規定される「水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること」に抵触しない。これは、バス水栓に逆止弁が設置されているためである。